

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第4条第1項第5号に掲げる敷網漁業について、同規則第11条第1項の規定により同項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
いわし・あじ・さば・めじか火光利用棒受網漁業	3	定めなし	瀬戸内海を除く和歌山県地先海面	1月1日から12月31日	<p>1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人</p> <p>2 漁業の根拠地を東牟婁管内に有する者又はその者を構成員に含む法人</p> <p>3 起業の認可については、当該船舶が建造中等、船舶を有することが見込まれる者又はその者を構成員に含む法人</p>

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

知事が、規則第11条第4項に基づく許可又は起業の認可をするときは、次に掲げる条件を付けることがある。

ア 免許を受けた漁業の妨害をしてはならない。

イ いわし、あじ、さば、めじかを漁獲対象とすること。

ウ 許可を受けた日から6箇月間又は引き続き1年間休業したときは、許可を取り消す対象となるので、あらかじめ休業期間を定め届け出ること。

エ 漁業調整上必要があるときは、さらに条件を付することがある。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年3月3日から令和7年4月4日まで

なお、2に掲げる期間に申請した規則第11条第4項に基づく許可の有効期間は、許可日から令和9年3月31日までとする。